

令和4年(2022年)2月22日
記者会見資料
高齢者支援課
健康推進課
交通防犯課

高齢者支援事業について

1 趣旨

近年の高齢化の進展に伴う高齢者人口の増加、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加など高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、本市がこれまで取り組んできた高齢者支援施策について、本来の趣旨・目的に鑑み、これからの時代に合う事業の推進が必要であり、今後も持続可能な地域社会を構築するためコミュニティを中心とした地域運営体制による協働・共創のまちづくりとも連携しながら、様々な地域課題の解決に向けて地域住民が自ら取り組み、互いに支え合うことができる地域づくりが求められている。

健康寿命の延伸をめざし、高齢者が住み慣れた地域で、安心して、いつまでもいきいきと元気に暮らし続けることができるよう、高齢者の健康づくり、生きがいづくりを重点的に推進するもの。

2 事業について

(1) 主な高齢者施策の事業

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ア 敬老祝金支給事業（旧敬老金等支給事業）【高齢者支援課】 | 別紙1 |
| イ 高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業【高齢者支援課】 | 別紙2 |
| ウ 高齢者スマートフォン活用支援講習会開催事業【高齢者支援課】 | 別紙3 |
| エ 地域介護予防活動支援事業（デジタルサポーター分）【健康推進課】 | 別紙4 |
| オ 要介護高齢者福祉タクシー料金助成事業【高齢者支援課】 | 別紙5 |
| カ 高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助事業【交通防犯課】 | 別紙6 |

敬老祝金支給事業について

1 趣 旨

今後の高齢化の進展に伴う高齢者施策の見直しや、近隣市の敬老金等の支給状況を考慮し、敬老金を敬老祝金の支給へ変更し、支給対象を88歳、99歳、100歳以上へ見直し、配付方法についても口座振込に変更するとともに、100歳以上の希望する方のみ市幹部による訪問にて配付を行うもの。併せて75歳以上の方への医薬品券の配布は廃止とするもの。

2 事業内容

- (1) 対 象 88歳、99歳、100歳以上
- (2) 金 額 1万円（88歳）、3万円（99歳）、5万円（100歳以上）
- (3) 配付方法 口座振込または市長等による訪問（100歳以上）

3 予算措置

<歳出>

敬老祝金支給事業 8,683千円

高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業について

1 趣 旨

高齢者が、自身の健康づくりとともに、地域の居場所や活躍の場を見つけ、生きがいや役割をもって生活できるよう、とうかい健康チャレンジ事業を活用して、健康づくりと介護予防への取組のきっかけづくりをするもの。

2 事業内容

65歳以上の高齢者を対象に、とうかい健康チャレンジ事業を活用（高齢者の介護予防や生きがいづくり等の市独自の項目を追加）し、一定のポイントがたまったら、記念品と交換するもの。

なお、スマホを所持していない人は、スタンプ台紙で対応するもの。

3 予算措置

高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業 2, 256千円

高齢者スマートフォン活用支援講習会開催事業について

1 趣 旨

行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、スマートフォンを持たない、持っていて使用できない高齢者の情報弱者に対して、スマートフォン講習会を開催することで、高齢者が社会や親族との交流を図り、また行政手続きや災害時の避難活動等にも役立てることが出来るようにするもの。

2 事業内容

- (1) 対 象 高齢者（主に65歳以上）
- (2) 開催場所 市内12会場（市民館、公民館など）
- (3) そ の 他 12会場で各1日開催
(各会場で1日に、基本編2回、応用編2回の計4回実施)

3 予算措置

高齢者スマートフォン活用支援講習会開催事業 1, 365千円

地域介護予防活動支援事業（デジタルサポーター分）について

1 趣 旨

社会福祉協議会が令和3年度（2021年度）から養成している「デジタルサポーター」を、社会福祉協議会と市が共催で実施する「人生これから大学」において継続的に養成する。

また、養成後のサポーターの活躍の場として、地域の通いの場に派遣し、高齢者のIT活用のための支援を行い、コロナ禍でも生きがいつくりや新たな交流の形を生み出し、サポーターも参加者も共に介護予防に繋がる取組を目指すもの。

2 事業内容

(1) 支援対象者

脳トレOB会、ふれあいいきいきサロン等の利用者

(2) 場所

公民館、敬老の家等

(3) 回数及び内容

年1回程度、健康に関するアプリのインストール・QRコードの読取や活用等

(4) 新型コロナ感染拡大時等の対応について

地域の通いの場に集まれない場合に備え、SNS（LINE）やZOOMなどを活用してオンライン上で交流できるようにするもの。

3 予算措置

地域介護予防活動支援事業 1,192千円のうち67千円

介護予防事業受託料を充当

要介護高齢者福祉タクシー料金助成事業について

1 趣 旨

事業対象者を要介護1及び2の高齢者まで拡大することにより、要介護高齢者の外出機会を増やし、社会参加の促進を図ることで、心身機能を維持し要介護状態の悪化を防ぐ。また、要介護3以上の高齢者は、福祉タクシーとリフト付きタクシーの選択ができるようにすることで、利用し易くなり、心身機能の維持向上を目指すもの。

2 事業内容

- (1) 対象者 要介護1・2の認定を受けている65歳以上の方
(福祉タクシーの利用)
要介護3～5の認定を受けている65歳以上の方
(福祉タクシーとリフト付きタクシーの選択制)
- (2) 補助対象経費 タクシーの初乗り料金
- (3) 補助率 10/10
- (4) その他 24枚綴りのチケットを年度内に1回交付

3 予算措置

要介護高齢者福祉タクシー料金助成事業 15,755千円

高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助事業について

1 趣 旨

全国的にオレオレ詐欺や還付金詐欺などを始めとする特殊詐欺被害が近年数多く発生しており、高齢者の被害認知件数が9割を超えるなど、特殊詐欺の標的となっている。それらの被害の9割近くが、自宅固定電話への着信に応答してしまうことが事案発生の主な原因となっており、その被害防止対策として、不要な電話の着信を拒否し、犯人からの電話に出ないための「迷惑電話防止機器」の導入が効果的となっている。本市においても、依然として高齢者の特殊詐欺被害が発生していることから、「迷惑電話防止機器」の普及促進を図り、高齢者が居住する世帯の特殊詐欺等被害防止対策を強化する目的で、購入費の一部を補助するもの。

2 事業内容

(1) 高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助

ア 対 象 65歳以上の者が居住する世帯につき1台／1回限り

イ 対象機器 通話録音装置、着信拒否、又は、左記の機能を有する固定電話機

ウ 補 助 率 対象機器購入費の1／2（上限5,000円）

3 予算措置

高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助事業 500千円